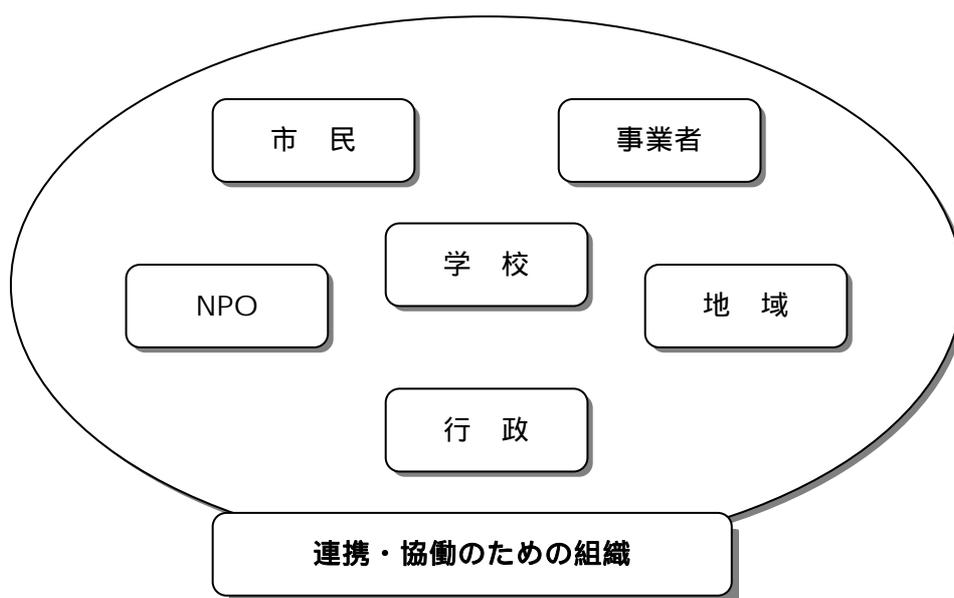


第 8 章 推進体制

1 連携・協働の仕組みづくり

環境保全活動に率先して取り組む「人」を育てるため、各主体が連携、協働して環境学習を推進する組織の設置に向けた検討を進めます。



2 行政における推進組織

環境学習施策を効果的に推進するためには、環境学習・環境教育に総合的に取り組む必要があります。そのため、組織間の綿密な連携と調整を行う推進組織を行政内部に設置します。

3 評価と継続的な改善

環境学習基本方針に沿った具体的な取り組みの計画、実施、評価、改善については、各主体が連携、協働して環境学習を推進する組織や庁内の推進組織を活用して取り組みます。取り組んだ内容や実績については、「西東京市環境白書」の中で公表します。